

金銭消費貸借契約書（親子間）

●●（以下「甲」という）及び●●（以下「乙」という）は、甲を貸主、乙を借主とする金銭消費貸借契約につき、以下のとおり合意した。

第1条（金銭消費貸借）

○○○○（以下、「甲」という。）は、○○○○（以下、「乙」という。）に対し、以下の条件で金銭を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

- 元本 金●●円
- 利息 年●●%（年365日日割計算）
- 弁済期日及び弁済額

元本：令和●●年●●月●●日限り、全額

利息：毎月末日限り、上記（2）の利率に当月1日（最初の月は借入日の翌日）から末日までの実日数を365日で割った率を乗じた率を、残元金に対し乗じた額

第2条（遅延損害金）

乙は、前条に定める期日での弁済を怠った場合及び第4条により期限の利益を喪失した債務について、期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで、残元金に対して年○パーセント（年365日日割り計算）の遅延損害金を支払う。

第3条（弁済方法）

乙は、本契約に基づく甲に対する債務を、以下の甲の指定する銀行口座へ振り込んで弁済する。振込手数料は乙の負担とする。

●●銀行●●支店 普通預金

口座番号 ●●●●●●●●

口座名義 ●●●●●●●●

第4条（期限の利益の喪失）

以下の各号の事由が発生した場合、甲は、本契約に基づくすべての乙の債務の期限の利益を喪失させ、直ちに全ての元利金の弁済を請求することができる。

- 乙が本契約上の債務の弁済を遅滞したとき。
- 上記各号のほか、乙が本契約に違反したとき。

第5条（費用負担）

本契約の締結及び履行に関して支出する費用は、すべて乙の負担とする。

第6条（準拠法）

本契約の準拠法は日本法とする。

第7条（裁判管轄）

本契約に関し、甲乙間の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の証として、正本2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(甲)

(乙)